

令和6年度「青森市ふれあい農園」に係るモニタリング評価結果（第1回）

青森市ふれあい農園については、青森農業協同組合が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年7月26日

| | |
|-------|--|
| 施設名 | 青森市ふれあい農園 |
| 設置目的 | 農業体験等を通じた市民相互の交流を推進するとともに、有機農業等環境に配慮した農作物栽培の促進及び農産加工品の開発の場を提供する。 |
| 所在地 | 青森市大字四戸橋字磯部243-342 |
| 指定管理者 | 【名称】青森農業協同組合 【代表者】代表理事組合長 鹿内 克之 【住所】青森市大字羽白字富田190-4 |
| 指定期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間） |

| 評価項目 | 実施内容 | 評価結果 | | |
|--------|------------------------------|--|-----|--|
| | | 適正 | 要改善 | |
| 管理について | 職員等は適正な配置となっているか。 | 加工施設は食品衛生責任者の資格を有した職員2名を配置、農園は栽培指導できる職員1名を配置する等、仕様書（提案書）のとおり適正に行われている。 | ○ | |
| | 職員の研修が行われているか。 | 市外の施設に行って接客等を、県主催の食品加工研修にて加工に関する技術や指導方法を学ぶ機会を設けている。 | ○ | |
| | 保守点検業務が適切に行われているか。 | 電気、消防、浄化槽等の施設保守点検業務は専門業者へ再委託し、定期的に点検を実施している。 | ○ | |
| | 防犯・防災、緊急時に的確な対応が行えるようにしているか。 | 危機管理マニュアルや危機管理フロー図が作成されており、仕様書（提案書）のとおり適正に行われている。 | ○ | |
| | 個人情報保護について、適切な対応が行われているか。 | 指定管理者が組合独自で個人情報保護マニュアルを作成しており、そのマニュアルに従い適切に対応している。 | ○ | |
| | 省エネに努めているか。 | 節電やごみの減量化に努めているほか、業務中や通勤時のエコ運転に努めている。 | ○ | |
| 運営について | 市民の平等利用が確保されているか。 | 公共施設であることを自覚し、仕様書（提案書）のとおり適正に行われている。 | ○ | |
| | 利用者の要望・意見を把握し、運営に反映しているか。 | 利用者アンケートで希望のあった新規加工体験講座（自主事業）の実施を検討をする等、積極的に利用者の要望・意見に対応するよう努めている。 | ○ | |
| | 積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。 | 近隣町会に施設内の草刈や泥上等の協力を得る等、地域と連携を図っている。 | ○ | |
| | 事業が計画どおりに実施されているか。 | 適正に運営事業を実施している。 | ○ | |

【総合評価】

施設の管理や運営について、計画通り適切に行われていた。今後も自主事業の充実や工夫を図る等、集客及び利用促進に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】青森市農林水産部農業振興センター
【電話】017-754-3596
【メール】nogyo-center@city.aomori.aomori.jp